

指定管理者制度と業務委託について



すながよしのぶ
須永宣議員
(熊谷清風会・維新)
質問動画が
見られます

問 業務委託における市および請け負う民間業者のメリットを伺う。

答 発注者である市は、経済性や効率性を高められることであり、受注者である民間業者のメリットは、業者が得意とする分野で受注ができることが挙げられる。

問 業務委託を導入している施設を伺う。

答 施設管理業務ではめぬまアグリパーク、窓口等業務では市立図書館など、指定管理者制度となっていない施設はいずれも業務の一部を委託している。

問 指定管理者制度の市および請け負う民間業者のメリットを伺う。

答 市は、民間のノウハウを活用し、利用者に質の高いサービスを提供できること、管理コストの軽減が期待できること等があり、民間業者は公共施設を使用するため初期投資を抑えた収益事業を展開できることや地域貢献が可能となることなどである。

問 指定管理者制度を導入している施設を伺う。

答 文化施設ではスポーツ・文化村「くまびあ」等、福祉施設では老人福祉センター等、公園施設では妻沼運動公園など合計48施設である。

問 「くまびあ」を公益財団法人化し、市の退職者や職員の派遣等により管理運営することは可能か考えを伺う。

答 議員提案の公益財団法人化し、市の退職者を活用することについては、旅館業法の適用、食事の提供、スポーツと文化との兼ね合いなどの専門性や、また、費用対効果の面でも課題もあることから慎重な研究が必要であると考えている。

今まで以上に市民の声を市政に反映されるよう要望する。(施設マネジメント課、契約課、社会教育課)

除雪・排雪体制の確保と雪害対策について



とみおかしん
富岡信吾議員
(熊谷清風会・維新)
質問動画が
見られます

問 2014年2月の大雪対応の総括と教訓からの改善点は。

答 災害初動マニュアル【大雪編】の策定、熊谷市地域防災計画に雪害応急活動計画を追加し大雪に備えている。

問 除雪・排雪業務の委託契約業者数と15ブロック区分の割り当ては。

答 今年度の委託契約業者は39社。各ブロック1社から5社。区分は毎年見直しの検討を行っている。

問 有事の際に委託契約業者が業務履行できる体制は。除雪機械保有状況とオペレーター確保の実態把握、本市所有の重機と操作できる職員数は。

答 委託契約業者は大雪注意報発令により自社待機し、市からの指示に対応できる体制になっている。委託業者の重機保有状況とオペレーターの人数は契約時に報告を受け把握している。市所有の重機は2台、操作できる職員は8名いる。

問 2014年2月の大雪の際、除雪に協力した契約業者以外の業者へ費用弁償した対応について。

答 想定外の大雪で契約業者だけでは対応しきれず、重機を所有する事業者にも協力いただき、時間に応じた費用弁償をした。同様の事態が起きた場合は、同様の対応を考えている。(危機管理課、維持課)

本市の優良田園住宅の建設の促進について

問 「優良田園住宅の促進に関する法律」と「田園まちづくり条例」との運用の違いは。

答 市町村が主体的に法律に基づく基本方針を作成し、要件に合う住宅建設認定ができる。また農用地区域からの除外および農地転用許可の手続きの円滑化等の配慮がされる取り扱いの違いがある。(都市計画課)

総務文教常任委員会

委員長 小林 國章
副委員長 田中 純一
委員 三浦 和一
桜井 くるみ
石川 広己
影山 琢也
白杵 健
小林 拓朗

熊谷市公告式条例の一部を改正する条例について

問 現行の掲示場から電子掲示場へ変更することとだが、掲示期間は同じ期間とするのか伺いたい。

答 現行の掲示場では1カ月から2カ月程度の掲示を行っているが、電子掲示場においては国に準拠し90日間の掲示を行う予定である。

(庶務課)

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例について

問 熊谷市奈良公民館の移転に関して、地元の意見を尊重すべきであると考えているが、地元住民との協議はされたのか伺いたい。

答 奈良小学校区連絡会のタウンミーティングにおいて移転が話題となったところであるが、今後地元説明会を行う予定である。

(中央公民館)



熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例について

問 星宮体育館の利用料金の検討状況を伺いたい。

答 無料開放を行っている学校施設と異なり、管理人を置く必要があるため、その経費がかかること等から有料と決定し、利用料金については元々学校体育館であった別府体育館の例に倣って設定した。

問 当該施設の減免制度について伺いたい。

答 公的利用や公益財団法人熊谷市スポーツ協会の加盟団体による大会利用などの場合には市民体育館などと同基準の減免を予定している。また、熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づき、障害者の方等への減免について現在担当課と調整しているところである。(スポーツタウン推進課)

公の施設の指定管理者の指定(熊谷市立市民体育館等)について

問 指定管理者選定結果の概要の中で、「サービス等を向上させるため

の方策」について「良」という評価がなされているが、具体的にどのような内容が示されたのか伺いたい。

答 熱中症対策として、広い場所でもある程度室温を下げられる大きな冷風扇の設置などの提案があった。(スポーツタウン推進課)

公の施設の指定管理者の指定(熊谷市スポーツ・文化村)について

問 公募にも関わらず1者のみの申請であったが、その理由をどのように考えているのか伺いたい。

答 事前の現地説明会では2グループの業者が参加していたが、最終的な申請は1者のみとなった。申請しなかった1者については仕様等の内容を検討し、判断したものと考えている。

問 市に苦情が寄せられた際には、指定管理者に伝えて改善を図っているのか伺いたい。

答 連絡が入った時点で指定管理者に状況を確認し、早急に対応している。また、毎月の管理運営会議においても議題に上げて改善するように求めている。(社会教育課)

令和6年度熊谷市一般会計補正予算(総務費、教育費)について

問 債務負担行為の荒川公園周辺再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性業務委託は委託期間が2年間であるが、各年度に想定している主な業務内容を伺いたい。

答 1年目は、住民合意形成に係るワークショップやアンケート等により基本計画の骨格となる施設概要や設置場所、ゾーニング案の作成を行い、2年目は、交通シミュレーション、経済波及効果の分析、民間活力導入可能性調査等の実施を目指している。(スポーツタウン推進課)

問 庶務業務経費について、市役所本庁舎に通話録音装置を設置することだが、導入に至った経緯を伺いたい。

答 本市においても電話口で幾度となく同じ要求を繰り返したり、特定の職員への取り次ぎを強要したりするなどのカスタマーハラスメントとみられる事例が発生していることから、こうした行為を抑制して職員の勤務環境を整えることにより、さらなる行政サービスの向上や業務の公正かつ適正な執行の確保を図ることを目的として導入するものである。(庶務課)

問 債務負担行為の小中学校校務用情報機器更新事業について、全小・中学校のパソコンとプリンターをそれぞれ何台更新するのか。

答 パソコンについては計1050台、モノクロレーザープリンター、カラーレーザープリンターについては来年度全小・中学校が42校となることから、それぞれ42台の更新を想定している。(教育総務課)

国に対し、「死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃を求める意見書」の提出を求める請願

問 令和4年3月、埼玉県議会でも公訴時効撤廃に関する意見書が全会一致で可決されたとのことであるが、その後の県議会の動きについて伺いたい。

答 その年の全国都道府県議会議員会の総会において提言の一つとして提出されたことである。

問 死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃とともに、刑罰についてもより厳しい刑を求める趣旨も含まれているのか伺いたい。

答 本請願趣旨は刑罰に関するものではなく、あくまでも公訴時効の撤廃を求めるものである。

環境産業 常任委員会

委員長 勝巳 川田
副委員長 光吉 池井
委員 澤三 千夫 黒澤 田清 千義 権田 葉浩 千一 新島 義英

熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例

問 奈良公民館の移転も踏まえているとのことだが、農業活性化センターと当該公民館双方の利用者や利用団体がこれまで同様の利用ができないなどの支障が生じるか伺いたい。

答 公民館担当者と相互の事業を確認したところ、大きな支障はないものと考えられる。ホールの利用が重なる部分については、今後調整を図ってまいりたいと考えている。
(農業政策課)

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例について

問 企業立地奨励金制度の現行の周知方法と改正後の周知方法を伺いたい。

答 現在、市ホームページや企業立地支援ガイドにおいて制度の紹介をしているところである。改正後はこれらを更新し、周知に努めるほか、個別の企業に対しては、開発関連部署と

連携して、事前に開発の相談があったときなどに周知を図ってまいりたいと考えている。

(企業活動支援課)

令和6年度熊谷市一般会計補正予算(商工費)について

問 クマPAY発行事業について、キャンペーン期間とそれ以外の時期における利用額を伺いたい。

答 月ごとの利用額として、4月が約128万円、5月が約217万円、6月が約368万円、5%還元キャンペーンを実施した7月は約2520万円の利用があり、8月は約620万円であった。9月からは敬老祝金などの補助金の支給が始まり、9月は約2540万円、10月は約2420万円である。キャンペーン期間である11月は集計中であるが、利用額は約5億6200万円となる見込みである。
(商業観光課)



市民福祉 常任委員会

委員長 政幸 沼上
副委員長 美智子 大山
委員 延二 宣賢 須永 小鮒 腰塚 山下 出井 江田

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

問 本条例は国民健康保険税の賦課限度額を法定限度額に合わせるため、併せて令和9年度に埼玉県内の保険税水準の準統一を行うこととされていることを踏まえた税率等の改正とのことだが、本条例が改正された場合に影響する世帯数および1世帯当たりの平均影響額を伺いたい。

答 国民健康保険加入世帯の全世帯に影響があり、平均影響額は令和6年9月末時点のデータにおける試算では8474円となる。
(保険年金課)

工事請負契約の締結についての変更について(熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)

問 物価変動等により約9億円を増額する契約の変更とのことだが、その内容を伺いたい。

答 物価等の変動があった場合の対応について定めている契約約款に基づき、本工事の請負代金額が40億3181万9千円、協議書提出日におけ

る変動後の工事代金額が50億253万6千円で、この差額の9億7071万7千円のうち、請負代金額の1.5%を超える9億1023万9715円を市が負担するものである。物価の変動が大きな費目としては、セメントや石膏ボード、電気用ケーブル等が挙げられる。
(こども課)

令和6年度熊谷市一般会計補正予算(民生費)について

問 障害者日中一時支援事業について、利用者数の増加に伴い補正予算を計上することだが、事業の利用実績を伺いたい。

答 令和6年度上半期の利用実績は利用者数33人、延べ利用日数1138日、5年度の同時期の利用実績は利用者数29人、延べ利用日数947日となっている。
(障害福祉課)



都市建設常任委員会

委員長 佳典
副委員長 勝美
委員 福田 夫
大久保 照
富岡 信
林 幸
田中 子
中島 正
千尋

熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例について

問 農業集落排水施設等の使用料について、クレジットカードでの支払いが可能になるとのことだが、市民への周知を今後どのように行っていくのか伺いたい。

答 令和7年1月以降の周知を考えているが、導入に向けての作業が3月末まで行われ、実際の申し込みや運用は4月以降となるため、段階を踏みながら周知を図っていきたい。（経営課）

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例について

問 条例改正による今後の影響について伺いたい。

答 現在、水道課には布設工事監督者の資格要件を満たす者は2名おり、人事異動等による影響がなければ、令和7年4月に2名、10月に4名が新たに資格要件を満たすことになる。（水道課）

令和6年度熊谷市一般会計補正予算（土木費）について

問 債務負担行為の公園灯LED化整備事業について、令和4年度から8年度までの5か年の計画で、合計344基の公園灯をLED化することだが、今年度の進捗状況と来年度の計画について伺いたい。

答 令和6年度は7月中旬に公園灯67基のLED化が完了しており、令和7年度は54基を対象とする予定である。（公園緑地課）

令和6年度熊谷市下水道事業会計補正予算について

問 債務負担行為の管渠布設事業について、大原四丁目・石原地内および石原・新島・原島地内で工事を行うとのことだが、現時点での公共下水道事業認可区域内の整備完了の目標年度を伺いたい。

答 令和8年度の概成を目標に整備を進めてきたが、近年の物価高騰や水道管、ガス管等の支障物件の移設等により、想定よりも事業費や時間がかかり、進捗が遅れている状況である。引き続き、国の交付金を活用しながら事業の推進を図りたい。（下水道課）

熊谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定しました

議員提出議案として条例を上程し、全会一致で可決

これまで、地方自治体の議員個人がその自治体に対して請負をすることは、地方自治法により禁止されていました。しかし、近年、地方議会は議員のなり手不足という課題に直面していることから、請負の定義の明確化と議員個人の請負規制の緩和を内容とする、地方自治法の一部改正がなされています。

そこで、熊谷市議会では、地方自治法の改正趣旨を踏まえ、熊谷市議会議員政治倫理条例の一部改正を行うとともに、議員個人の請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、「熊谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定し、会計年度ごとに議員の請負の状況を公表することを決めました。

熊谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例
（一部抜粋）
（目的）

第1条 この条例は、熊谷市議会議員（以下「議員」という。）が熊谷市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって熊谷市議会（以下「議会」という。）の運営の公正及び事務の執行の適正を図る

ことを目的とする。
（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号工において同じ。）における熊谷市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- （1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 請負の対象とする役務、物件等
 - イ 契約締結日
 - ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
 - エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額
- （2） 前号工に掲げる総額の合計額

※請負状況の報告の一覧については、熊谷市議会のホームページにおいて公表します。なお、当該条例は令和6年度における請負から適用するため、公表は令和7年度からとなります。